

平成27年8月7日  
千葉労働局

## 平成26年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況について

千葉労働局管内における平成26年度の「脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況」を取りまとめました。概要は、次のとおりです。

### 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

- (1) 請求件数は30件で、前年度比7件増加した。
- (2) 支給決定件数は9件で、前年度比4件減少した。
- (3) 業種別の支給決定件数は「運輸業, 郵便業」(4件)、「製造業」及び「建設業」等(各1件)の順となっている。
- (4) 職種別の支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」(4件)、「管理的職業従事者」(2件)の順となっている。
- (5) 年齢別の支給決定件数は「30～39歳」及び「50～59歳」(各4件)、「20～29歳」(1件)の順となっている。

### 2 精神障害の労災補償状況

- (1) 請求件数は46件で、前年度比3件増加した。
- (2) 支給決定件数は19件で、前年度比6件増加した。
- (3) 業種別の支給決定件数は「製造業」及び「医療, 福祉」(各5件)、「建設業」及び「運輸業, 郵便業」(各2件)の順となっている。
- (4) 職種別の支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」及び「管理的職業従事者」(各4件)、「事務従事者」(3件)の順となっている。
- (5) 年齢別の支給決定件数は「40～49歳」(7件)、「50～59歳」(6件)、「30～39歳」(3件)の順となっている。

※ 千葉労働局においては、過労死・自殺等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、職場のパワーハラスメント対策等を積極的に推進することとしています(別紙のとおり。)

◎担当部署 千葉労働局労働基準部労災補償課  
労災補償課長 増子 剛  
労災管理調整官 森山 由治  
電話043-221-4313

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
請求件数	全国		802	898	842	784	763
	千葉		23	29	25	23	30
決定件数	全国		696	718	741	683	637
	うち支給決定 (認定率)		285 (40.9%)	310 (43.2%)	338 (45.6%)	306 (44.8%)	277 (43.5%)
	千葉		22	26	21	16	31
	うち支給決定 (認定率)		6 (27.3%)	8 (30.8%)	10 (47.6%)	13 (81.3%)	9 (29.0%)

注 決定件数(支給決定件数)は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数

(件)

業種(大分類)	年 度		千 葉			
			平成25年度		平成26年度	
	請 求 件 数	支 給 決 定 件 数	請 求 件 数	支 給 決 定 件 数		
農 業 , 林 業 , 漁 業 , 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	0	0	0	0		
製 造 業	5	2	2	1		
建 設 業	3	2	1	1		
運 輸 業 , 郵 便 業	5	4	6	4		
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	8	0		
金 融 業 , 保 険 業	0	0	2	0		
教 育 , 学 習 支 援 業	0	0	0	0		
医 療 , 福 祉	1	0	1	1		
情 報 通 信 業	1	0	0	0		
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	0	0	1	0		
そ の 他 の 事 業 ( 上 記 以 外 の 事 業 )	6	4	9	2		
合 計	23	13	30	9		

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数

(件)

年度 職種(大分類)	千葉			
	平成25年度		平成26年度	
	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	3	0	1	1
管理的職業従事者	0	1	5	2
事務従事者	6	2	5	1
販売従事者	1	1	5	0
サービス職業従事者	1	1	3	0
輸送・機械運転従事者	5	2	6	4
生産工程従事者	2	3	2	0
運搬・清掃・包装等従事者	1	1	2	0
建設・採掘従事者	4	2	0	1
その他の職種(上記以外の職種)	0	0	1	0
合計	23	13	30	9

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数

(件)

年度 年齢	千葉			
	平成25年度		平成26年度	
	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
19歳以下	0	0	0	0
20～29歳	1	0	0	1
30～39歳	3	1	4	4
40～49歳	7	6	7	0
50～59歳	8	6	10	4
60歳以上	4	0	9	0
合計	23	13	30	9

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区 分		年 度				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
請求件数	全国	1181	1272	1257	1409	1456
	千葉	46	39	46	43	46
決定件数	全国	1061	1074	1217	1193	1307
	うち支給決定 (認定率)	308 (29.0%)	325 (30.3%)	475 (39.0%)	436 (36.5%)	497 (38.0%)
	千葉	43	42	41	47	37
	うち支給決定 (認定率)	15 (34.9%)	8 (19.0%)	9 (22.0%)	13 (27.7%)	19 (51.4%)

注 決定件数(支給決定件数)は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

表2-2 精神障害の業種別請求及び支給決定件数

(件)

業種(大分類)	年 度			
	千 葉			
	平成25年度		平成26年度	
	請 求 件 数	支 給 決 定 件 数	請 求 件 数	支 給 決 定 件 数
農 業 , 林 業 , 漁 業 , 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	0	0	0	0
製 造 業	14	3	7	5
建 設 業	2	0	3	2
運 輸 業 , 郵 便 業	7	3	7	2
卸 売 業 , 小 売 業	3	1	7	1
金 融 業 , 保 険 業	1	1	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業	1	0	4	1
医 療 , 福 祉	8	3	9	5
情 報 通 信 業	0	0	2	0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	2	1	2	0
そ の 他 の 事 業 ( 上 記 以 外 の 事 業 )	5	1	5	3
合 計	43	13	46	19

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

注 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表2-3 精神障害の職種別請求及び支給決定件数

(件)

年度 職種(大分類)	千葉			
	平成25年度		平成26年度	
	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	10	2	8	4
管理的職業従事者	1	0	5	4
事務従事者	4	3	6	3
販売従事者	5	1	5	0
サービス職業従事者	5	2	7	1
輸送・機械運転従事者	8	3	3	1
生産工程従事者	6	1	3	2
運搬・清掃・包装等従事者	2	1	6	2
建設・採掘従事者	2	0	3	2
その他の職種(上記以外の職種)	0	0	0	0
合計	43	13	46	19

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

表2-4 精神障害の年齢別請求及び支給決定件数

(件)

年度 年齢	千葉			
	平成25年度		平成26年度	
	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
19歳以下	0	0	0	0
20～29歳	6	3	9	2
30～39歳	11	6	13	3
40～49歳	19	4	11	7
50～59歳	4	0	11	6
60歳以上	3	0	2	1
合計	43	13	46	19

千葉労働局における過労死・自殺等の防止に向けた取組

① 過重労働による健康障害防止対策の取組

ア 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止のため、法定労働条件の履行確保、時間外労働協定の適正化を図るとともに、働き方・休み方を見直す「働き方改革」を推進します。

イ 長時間労働を行わせた場合における面接指導実施の必要性等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図ります。

② メンタルヘルス対策の取組

ア 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施します。

イ 事業場等からの相談に対し専門家によるアドバイスを行う「千葉産業保健総合支援センター」の活用促進を図ります。

ウ メンタルヘルスに関するポータルサイト「こころの耳」の利用促進を図ります。

エ 「千葉産業保健総合支援センター地域窓口（通称「地域産業保健センター）」の利用促進を図ります。

オ 平成27年12月1日施行するストレスチェック制度の実施等について周知を図ります。

③ 職場のパワーハラスメント対策の取組

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備を図ります。